

各課取り組みの実施状況及び評価

◎達成基準

達成度	評価内容	達成状況
A	目標を十分に達成した	75～100%
B	目標をある程度達成した	50～75%程度
C	あまり成果があげられなかった	25～50%程度
D	制度改正等により事業が廃止されている	25%未満

◎今後の方向性

評価指標	評価内容
充実	事業を充実して推進していく必要がある
維持	事業を継続して推進していく必要がある
改善	事業の内容や進め方等に改善が必要である
縮小	事業の規模を縮小して推進していく必要がある
廃止	制度改正等により事業が廃止されている

基本目標 1

妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

1 相談支援体制と情報提供の充実

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.33	(1)相談支援体制の充実	子ども・子育て相談センター(子育て世代包括支援センター)	子育て総合支援課	昨年に引き続き、子育て世代包括支援センターと、児童虐待の早期発見とその対応に主眼を置いた子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「広陵町子育て家庭総合相談センター」において、町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門職員が各関係機関と連携しながら、相談支援を行いました。	B	令和6年度は、従来の「広陵町子育て家庭総合相談センター」をさらに再編し、新たにセンター長や統括支援員を配置した「広陵町子ども家庭センター」において、その指揮・命令のもと、関係機関の情報共有と連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。	充実
	(1)相談支援体制の充実	地域子育て支援拠点事業(一般型)	子育て総合支援課	4月に開園した畿央大学付属広陵こども園においても、当該事業が実施されました。また、コロナ禍から平常時に戻り、広陵北かくやこども園なかよし広場で月1回の講習会を再開するとともに、保育コンシェルジュによる「すこやか相談」も開始し、子育て親子の交流の場の提供と相談支援を強化しました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供とともに、子育てに関する情報発信を行い、子育ての相談に応じていきます。	維持
P.34	(1)相談支援体制の充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援	こども課	各施設において、親子が共に交流や相談等を行う交流の場を提供しました。	B	実施状況について、より多くの方が利用頂けるよう情報発信に努めます。	維持
	(1)相談支援体制の充実	心の健康相談室	社会福祉課	心の健康相談のために電話・来庁された方には相談内容に傾聴し、受診等が必要な方には適切な医療機関を紹介したり、その場で解決できそうな問題に対しては助言を行いました。	B	メンタルに関わる話が大半であり、専門職の少なさから即時対応ができない場合があります。対応できる職員が必要です。	改善
	(2)子育てに関する情報提供の充実	総合的な子育て情報の提供	こども課	町広報誌をはじめとし、ホームページやLINEを活用し、情報提供に努めるとともに、「子育てパンフレット」を作成し、集約的な情報発信を行いました。	B	民間活力等を活用し、より見やすいパンフレットを作成する等、情報発信の質向上に努めます。	維持

2 子どもの健やかな育ちの支援

P.35	(1)子どもと母親の健康づくり	母子健康手帳交付	子育て総合支援課	引き続き、妊娠の届出の際に母子健康手帳を交付しています。その際に母子健康手帳の活用や、妊婦や保護者の記入する事項等、個別で説明するとともに、助産師、保健師が面接を行い関係づくりを行いました。	A	今後も引き続き、助産師や保健師による個別説明を行い、関係づくりを行いながら、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦健康診査	子育て総合支援課	昨年に引き続き、妊婦健康診査は医療機関に委託しています。妊娠届出時に、妊婦健診の必要性について説明し、定期的な受診を勧奨しました。	A	今後も引き続き、妊婦への受診勧奨を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦歯科健診	子育て総合支援課	引き続き、妊娠届出の際に妊婦歯科健診の日程を紹介して、受診勧奨しました。	A	今後も引き続き、妊婦への受診勧奨を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	マザークラス、パパママクラス	子育て総合支援課	マザークラスについては、利用者が少なかったため、廃止しました。コロナ禍から平常時に戻り、パパママクラスについては、ロゴフォームを使用したオンライン予約を活用し、定員超過により参加できなかった方には、個別に対応しました。	A	今後は、パパママクラスについて、利用定員を増やし、より多くの方が参加できるようにします。	充実

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性	
P.36	(1)子どもと母親の健康づくり	妊産婦訪問指導	妊産、出産後の悩み、子育ての不安などの相談、保健指導を行います。	子育て総合支援課	妊産婦の訪問はごく少数ですが、引き続き出産後の訪問は希望する方全員に行いました。対象者の希望に応じて早期の訪問も実施し、安心して出産できる環境づくりを行いました。	A	今後も引き続き、希望される方全員に訪問による保健指導等を実施し、安心して出産できる環境づくりを行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦判定受診助成費	非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象とした妊婦判定受診料を助成します。	子育て総合支援課	対象となる非課税世帯、生活保護世帯の妊婦には妊婦届出の際に案内し、助成しました。	A	今後も引き続き周知を行い、対象者への助成を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	低体重児の養育支援	体重が2,500g未満の赤ちゃんには十分な配慮が必要なため、低体重児届出を受け、訪問等により支援を行います。	子育て総合支援課	引き続き、届出の際には児や母親の様子、訪問時期についての希望も伺った上で電話や訪問を行い、適切な支援につなげました。	A	今後も引き続き、低体重児への支援を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的養育支援を行います。	子育て総合支援課	引き続き、訪問を実施し、児の状態に応じて必要時には保健所・医療機関と連携し、適切な養育環境を整えることにより、児の健やかな成長と親への支援を行いました。	A	今後も引き続き、未熟児のいる家庭への訪問を実施し、関係機関と連携しながら、児への支援と親への重点的養育支援を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	産後ケア	産後4か月までの期間に、子育ての支援者がいない、初めての出産で不安が大きい等、子育てへの支援が必要な親子に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。	子育て総合支援課	引き続き、産後ケア事業について母子健康手帳交付の際に全妊婦に案内しました。対象は産後1年未満の母子で身近に支援者がいない方や多胎で育児に対する不安がある方などに利用してもらいました。委託施設も増やし、サービスの向上を行いました。	A	今後も事業を継続し、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかに育児ができるようします。また、利用手続きを簡略化し、利便性の向上を行います。	充実
	(1)子どもと母親の健康づくり	こにちは赤ちゃん事業(乳幼児全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	子育て総合支援課	コロナ禍から平常時に戻り、全戸訪問し、乳児の発達確認と保護者の育児相談を行いました。	A	引き続き、助産師や保健師による対面での相談を行っていきます。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	乳児健康診査	4か月児の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に見出すとともに、必要に応じて、適切な指導を行います。	けんこう推進課	毎月1回、乳幼児健康診査を実施しました。未受診者には保健師が家庭訪問等を実施し、乳児の健康状態の確認、必要時、指導を行いました。	A	今後も母子保健法に基づき、健康診査を実施し、必要時、保健師または助産師、管理栄養士が個別で相談対応します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	幼児健康診査(1歳6か月児、3歳6か月児)	1歳6か月児、3歳6か月児を対象に内科健診、歯科健診、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の異常を早期に見出すとともに、情緒面や育児についての指導や助言を行うことで、母子の健やかな成長を支援します。	けんこう推進課	毎月1回、乳幼児健康診査を実施しました。未受診者には保健師が家庭訪問等を実施し、乳児の健康状態の確認、必要時、指導を行いました。	A	今後も母子保健法に基づき、健康診査を実施し、必要時、保健師または助産師、管理栄養士が個別で相談対応します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	10ヶ月児相談	幼児(10ヶ月児)の発育発達相談・子育て支援を行います。	けんこう推進課	2か月に1回、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による相談を実施しました。	D	令和6年度から10か月児相談を廃止し、乳児と保護者へのニーズに合わせ、細やかな支援を目指し、個別相談の充実を図ります。	廃止
	(1)子どもと母親の健康づくり	すくすく相談	生後4か月から1歳6か月までの乳幼児の生活習慣や離乳食、育児の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。	けんこう推進課	令和2年度からは1歳児を対象とした相談、令和3年度以降は10か月児を対象とした相談として実施していました。	D	令和6年度から10か月児相談を廃止し、乳児と保護者へのニーズに合わせ、細やかな支援を目指し、個別相談の充実を図ります。	廃止
P.37	(1)子どもと母親の健康づくり	1歳6か月児健診フォロー教室	1歳6か月児健診時に、言葉や発達面等で不安のある親子に対し、2歳～2歳4か月頃に遊びを通して身体の発育や情緒などの発達を促していく。保護者に対しては、教室を通して児童に対するかわり方等の指導、助言を行います。	けんこう推進課	令和元年度のみ実施し、令和2年度から廃止しました。	D	子育て総合支援課が実施している子育て講座やなかよし広場の活用を推進し、幼稚園、こども園、保育園と連携しながら、発達に不安等を抱える親子への支援を実施します。また、必要時、こども相談において指導や助言を行います。	廃止
	(1)子どもと母親の健康づくり	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。	けんこう推進課	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施しました。	A	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	マタニティマークの普及・啓発	マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。	子育て総合支援課	引き続き、母子健康手帳交付時にキーホルダーとシールを配布して利用を促しました。	A	今後も、妊婦にやさしいまちづくりを進めていきます。	維持
	(2)食育の推進	食育推進事業	「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を基本理念として、地域や関係機関と連携しながら、規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど各ライフステージに応じて普及・啓発を行います。	教育総務課	・小学校では、栄養教諭による食育の授業や委員会活動を通して児童への啓発を行った。また、給食を通して家庭での食育推進につながるよう、毎月食育だより、献立表を配布した。 ・中学校では、学校栄養職員による食育の授業を行った。 ・食を通して地産地消や食文化、栄養バランス等、様々なテーマを献立に盛り込み小中学校の給食を提供した。 ・小、中学校でクロームブックを活用した食育の啓発を行った。	A		維持
				こども課	広陵北がぐやこども園や広陵南保育園で実施している給食において、地元の食材や季節の食材をメニューに取り入れ、園で栽培した食材を用いたクッキングなど、食への関心や興味を持たせるよう食育教育の推進に努めました。	B	家庭での食育を推進するため、食育だよりを毎月配信したり、給食を毎日展示していますが、保育参観や給食参観時に保護者に対して直接食育を啓発するような取組が必要と考えます。	充実
けんこう推進課				地域や関係機関と連携を図るため、年に2回食育推進会議を実施し、元氣塾等の健康増進事業やイベント等での普及啓発を実施しました。	A	基本理念である「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を実現すべく、令和7年度の健康増進計画との一体化を目指します。	維持	

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.38	(3)小児医療の充実	かかりつけ医の定着の推進		「保健事業のご案内」を毎年3月に広報誌とともに配布し、医療機関の情報提供等を実施します。	A	「保健事業のご案内」の配布、各種事業等においてもかかりつけ医をもつことを推奨します。	維持
	(3)小児医療の充実	休日夜間応急診療所		休日夜間診療に関する連絡会等に参加し、小児医療の体制整備に努めました。	A	今後も医師会、自治体等と連携し、小児医療の充実のため、体制整備に努めます。	維持
	(3)小児医療の充実	子ども医療費助成事業		従来事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持

3 子育てにかかる経済的負担の軽減

P.39	(1)妊娠・出産に関する支援	特定不妊治療費助成・不妊に関する相談		奈良県が実施していた特定不妊治療助成は令和4年度に不妊治療が保険適用となったことに伴い廃止された。令和3年度から町では一般不妊治療費の助成を実施しています。	A	今後も不妊治療を受けられた方への治療費を助成し、不妊や妊娠に関する専門相談センターの周知を実施する。令和7年の県の補助制度の制定(予定)に伴い、助成制度の充実を図ります。	充実
	(1)妊娠・出産に関する支援	出産育児一時金		従来事業を継続的に実施するとともに、令和5年4月1日からの出産について、支給額を50万円(産科医療補償制度未加入機関での出産は48万8,000円)に引き上げ、支給を行いました。	B		維持
P.40	(1)妊娠・出産に関する支援	誕生祝い品事業		プレゼントは、喜んでいただいているように、3種類の中から好きな絵本を選んでいただいています。	A	生まれた子どもさんが4人目以降の場合、同じ種類の絵本になってしまう事例を解消するための検討が必要。	維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	児童手当		従来事業を継続的に実施するとともに、書類の未提出者に対しては、積極的に勧奨を行い、制度の周知に努めました。	B	令和6年10月から所得制限が撤廃され、対象年齢が高校生年代まで拡大されます。また、第3子に対する支給額も拡大されます。	充実
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	特別児童扶養手当		従来事業を継続的に実施するとともに、書類の未提出者に対しては、積極的に勧奨を行い、制度の周知に努めました。	B		維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	心身障がい者医療費助成事業		従来事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	障がい児福祉手当		新規で手帳取得時や等級が変更した際に対象と思われる児童の保護者に対しては制度の内容を説明するとともに申請を促している。	B	年齢到達に伴い、特別障害者手当の対象に切り替わる際、県から通知により初めて対象者を認識することがあるため、事前にこちらでも対象者を抽出し、保護者には連絡を入れておく必要があります(診断書作成に時間がかかるため)。	改善
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	未熟児養育医療		従来事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持

基本目標2

子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度(選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性(選択式)
P.41	(1)保育サービスの充実	幼保一体化総合計画の推進		西校区において公私連携型幼保連携型認定こども園である「畿央大学付属広陵こども園」が令和5年4月に開園したほか、「子ども支援施設整備基本計画」に基づき、東校区において令和8年4月の開園を予定する公私連携型幼保連携型認定こども園の運営法人を選定しました。	B	東校区における公私連携型幼保連携型認定こども園の開園に向けた準備を進めるほか、真美ヶ丘地区における幼保一体化についても進めています。	維持
	(1)保育サービスの充実	通常保育事業		個々の園児に応じた保育を各施設において実施しました。	B	今後も適切な保育環境の維持に努めていきます。	維持
	(1)保育サービスの充実	延長保育事業		従来事業を継続的に実施するとともに、保護者のニーズに応えました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
	(1)保育サービスの充実	病後児保育事業		引き続き町内外3施設の利用を可能とし、実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性	
P.42	(1)保育サービスの充実	私立保育園への補助	こども課	従来の補助金に加え、令和6年度より県費を活用し、保育士の処遇改善に関する補助を実施するため、要綱等の整備を行いました。	B	私立保育園等の適切な運営に必要であり、客観的な視点から適当であると認められる事業については、適宜、補助を行っています。	維持	
	(1)保育サービスの充実	産休明け保育	こども課	引き続き、広陵西・馬見労働保育園において実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めています。	維持	
	(1)保育サービスの充実	保育士研修	こども課	各種団体の実施する研修会への参加などを積極的に推進しました。	B	保育士の専門性向上に寄与する研修制度の充実に努めています。	維持	
P.43	(2)地域における子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て総合支援課	保護者の疾病・疲労その他の身体上または精神上もしくは環境上の理由により、家庭において、児童を養育するのが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護を行います。	B	ショートステイに加え、トワイライトステイも開始するとともに、契約施設も増やすことにより、利用者のニーズにあったサービスの提供を行いました。ショートステイで延べ7人の利用がありました。	今後も制度の周知を行い、必要な方への支援につなげていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	一時保育事業(リフレッシュ保育など)	こども課	1歳児から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。	B	従来の事業を継続的に実施し、制度の周知に努めるとともに、畿央大学付属広陵こども園でも事業を開始しています。	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めています。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業(一般型)【再掲】	子育て総合支援課	子育てで家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	A	4月に開園した畿央大学付属広陵こども園においても、当該事業が実施されました。また、コロナ禍から平常時に戻り、広陵北かぐやこども園なかよし広場で月1回の講習会を再開するとともに、保育コンシェルジュによる「すこやか相談」も開始し、子育て親子の交流の場の提供と相談支援を強化しました。	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供とともに、子育てに関する情報発信を行い、子育ての相談に応じていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】	こども課	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	B	各施設において、親子が共に交流や相談等を行う交流の場を提供しました。	実施状況について、より多くの方が利用頂けるよう情報発信に努めます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	こども課	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	C	利用時の安全確保の観点から、事業について積極的に実施ができていませんでした。	利用日時などを定めた上で、施設や利用者の安全が確保できる範囲において事業を実施していきます。	改善
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	広陵町子育て支援施設「ポケット」	こども課	家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。	B	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。公園管理事務所の老朽化等に伴い実施場所を旧エコセンターへ移転しました。	維持	
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	子育て世代向けマルシェ開催事業	総合政策課	子育て世代の親子を対象としたマルシェを毎週土曜日図書館にて、かぐやcafé主催で開催し、町が後援することで「子育てしやすいまち」のPRや「親子が交流できる場」を創出します。	B	令和4年度に実施したトライアルサウンディング、公募型プロポーザルにより、決定した事業者がカフェ運営を行っており、年に数回は「大人も子供も楽しめる！」をコンセプトにマルシェを開催されている。	当初マルシェを開催されていた事業者の撤退により、「子育てしやすいまち」のPRはできていないが、「親子が交流できる場」の創出には寄与している。	維持

2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進

P.44	(1)働きやすい職場環境づくりの促進	育児・介護休業制度の普及・啓発	産業総合支援課	令和5年度に第2期の広陵町中小企業・小規模企業振興計画を策定し、職場環境の整備の施策について記載した。啓発までは至らず。	C	第2期の広陵町中小企業・小規模企業振興計画に基づき、企業とのワークショップなどを通して具体的に推進していく。	維持
	(1)働きやすい職場環境づくりの促進	女性就労支援セミナー開催事業	協働のまちづくり推進課	再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。	A	近畿財務局奈良財務事務所・ハローワーク大和高田に講師を務めていただき、ライブプランに合わせた結婚・出産を機に離職した女性の再就職支援として、「マザーズセミナー」を実施した。県が開催したデジタル人材を育成するプロジェクトについて周知を行った。	維持
	(1)働きやすい職場環境づくりの促進	中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興	産業総合支援課	当該条例に基づく、会議等を通して企業や中小企業関係団体等へのニーズ喚起を行い、雇用や人材育成のための地域密着型プラットフォーム構想や着目産業地域造成事業を含めて町外からの企業誘致の積極的な推進を図った。	B	当該条例に基づいて、町内企業の集まる場づくりを提供しており、そこから企業ニーズの聞き取りを図り、条例に基づいた振興計画の推進を行っていくことで活力あるまちづくりを実現していく。	維持

3 ともに子育てを担う意識づくり

P.45	(1)ともに子育てを担う意識づくり	男女共同参画意識の高揚	協働のまちづくり推進課	・「女性に対する暴力をなくす運動」である11月12日から25日の期間に合わせて、11月中に役場庁舎を含めた町内の主要な公共施設の窓口でパープルリボンを配布を行った。 ・広報こうりょうに女性に対する暴力をなくす運動に関連した記事を掲載した。 ・商業施設にてパープルライトアップを実施し、館内放送での暴力根絶の呼びかけや従業員のパープルリボン着用にご協力いただいた。 ・パープルリボン配布用のカードのデザインを刷新し、目的に合わせた相談先やDVチェックリストを追加した。	A	今後も様々な関連記事の掲載を継続することで、住民の方に関心をもってもらえると期待するため、情報発信の充実に向けて取り組む必要がある。	維持
------	-------------------	-------------	-------------	--	---	--	----

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.46	(1)ともに子育てを担う意識づくり	男女共同参画出前講座		・町内6校において、「生命の安全教育」に関する出前講座を行い、(オンラインを含んだ状況で)DVやデートDVの被害者にも加害者にもならないカリキュラムを実施した	A	より多くの小中学生に学習機会を提供できるよう、取り組んでいく必要がある。殴る蹴る等の身体への直接的な暴力以外にも様々な暴力があることを啓発していく必要がある。	維持
	(1)ともに子育てを担う意識づくり	男の料理教室		新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより未実施となりました。	C	性別にかかわらず、全ての住民を対象とした事業を推進します。	改善
	(1)ともに子育てを担う意識づくり	マザークラス、パパママクラス【再掲】		マザークラスについては、利用者が少なかったため、廃止しました。コロナ禍から平常時に戻り、パパママクラスについては、ロコフォームを使用したオンライン予約を活用し、定員超過により参加できなかった方には、個別に対応しました。	A	今後は、パパママクラスについて、利用定員を増やし、より多くの方が参加できるようにします。	充実
	(2)思春期保健対策の充実	学校教育における思春期保健対策の推進	教育総務課	保健体育の学習をはじめ、発達段階に応じて、あらゆる学習の機会において身体・心の健康について学習を深めました。また、新型コロナウイルス感染症等への不安や思春期の子どもへの発達や心の悩みに対する心のケアを行うと共に学習環境の整備に努めていきます。	B		維持

基本目標3

子どもの育ちを支援する環境づくり

1 子どもの居場所・交流の場づくり

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度 (選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性 (選択式)
P.47	(1)放課後の居場所づくり	放課後子ども育成教室の充実		増加する利用希望児童を可能な限り受け入れるため、公共施設を活用した新たな実施場所を確保しました。	B	増加・多様化していくニーズに対応するため民間活力等を用いて事業の質及び量の確保について取り組んでいく必要があります。	充実
	(1)放課後の居場所づくり	学力向上推進支援事業(広陵放課後塾)	学校支援室	令和5年6月から令和6年3月までの間、小学3年生を対象に、全町立小学校を会場にして実施しました。	A		維持
P.48	(2)交流機会の提供	地域子育て支援拠点事業(一般型)【再掲】		4月に開園した畿央大学付属広陵こども園においても、当該事業が実施されました。また、コロナ禍から平常時に戻り、広陵北かぐやこども園なかよし広場月1回の講習会を再開するとともに、保育コンシェルジュによる「すこやか相談」も開始し、子育て親子の交流の場の提供と相談支援を強化しました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供とともに、子育てに関する情報発信を行い、子育ての相談に応じていきます。	維持
	(2)交流機会の提供	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放【再掲】		利用時の安全確保の観点から、事業について積極的に実施ができていませんでした。	C	利用日時などを定めた上で、施設や利用者の安全が確保できる範囲において事業を実施していきます。	改善
	(2)交流機会の提供	子育てママ・パパ応援サロン・公民館カフェ		新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより未実施となりました。	C	事業計画時、社会教育事業として取り組むべき内容であるかどうかの精査をします。	廃止
	(2)交流機会の提供	子育て世代向けマルシェ開催事業【再掲】		令和4年度に実施したトライアルサウンディング、公募型プロポーザルにより、決定した事業者がカフェ運営を行っており、年に数回は「大人も子供も楽しめる！」をコンセプトにマルシェを開催されている。	B	当初マルシェを開催されていた事業者の撤退により、「子育てしやすいまち」のPRはできていないが、「親子が交流できる場」の創出には寄与している。	維持

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性	
P.49	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	公園の管理	都市整備課	危険木の撤去や、樹木の剪定など適正な維持管理を進めました。西谷公園において、管理事務所および周辺を改修し、地域の方が憩える場所を整備しました。	B	公園内の植栽や樹木が成長しすぎたことにより繁茂していることから、剪定や伐採による適正な管理を行う必要がある。また、公園施設の老朽化により、維持管理費が増大しており、効率的、効果的な施設管理を行う必要がある。	充実	
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	子どもの広場遊具保守管理事業	こども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持	
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	いのちを守るまちづくりイベント	けんこう推進課	健康をキーワードに、多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。	A	コロナ感染症拡大の際、中止していましたが、R5年度規模を縮小して再開しました。30代40代の子育て世代を中心に450人を超える来場者がありました。	次年度は規模を戻し、アンケート結果から、健康への意識に加え、防災・防犯への意識の高さがうかがえたため、イベントの機会に啓発ができたなら効果的ではないかと考えます。	改善
P.50	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	赤ちゃんから絵本を楽しむ	図書館	就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切に、児童の心豊かな成長の助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行う。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。	A	新型コロナウイルス感染症対策に伴う制限も解除され、子育て中の親同士の交流の場として安定して開催することができた。参加人数は前年度1,217人に対し1,011人と若干減少したものの、高い水準を維持した。	維持	
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	ジュニアリーダー体験交流事業	生涯学習課	集団生活をするにより規律を守ること、友達と協力することの大切さを学びます。	C	新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより未実施となりました。	ジュニアリーダーの母体となる子ども会活動が困難になってきている現状に鑑みて、時代に即した活動を推進するための協議と研究が必要だと考えます。	改善
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	子ども将棋講習会	中央公民館	プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。	B	夏休み期間を利用して、プロ棋士である村田智穂氏を迎えて、3日間にわたって実施しました。参加者は、延べ165人でした。町の将棋クラブの方にも協力いただき、楽しく将棋を学ぶことができました。	維持	
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	公民館映画祭	中央公民館	小学生向けの新作映画を上映します。	C	夏休み期間を利用して、町内の小学生を対象に映画会を実施しました。子ども達に人気の「ミニオン」を上映したところ、45人の参加がありました。	家庭で、好きな映画が手軽に視聴できる時代であるため、公民館事業としての必要性は、非常に低いと考えます。	廃止
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	スポーツ少年団スキー活動等	スポーツ振興課	団体活動・自然体験などの中から、自主性、協調性を養います(小学5年生・6年生)。	B	前年に引き続き、スキー活動を実施し、大自然を堪能できる機会を提供することができました。また、キャンプ活動は宿泊を控え、日帰りでの実施となりました。	キャンプ活動を日帰りから宿泊に変更することで、団体活動や自然体験をより多く経験できるよう進めます。	維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	児童地域間交流事業	生涯学習課	町内小学生に他市町村の地域の方及び児童と交流をする機会を提供します(夏休みに1回)。	D	事業廃止となったため、実施しませんでした。(起案済み)	令和5年度に事業廃止となりました。	廃止
(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	歳末社協イベント	社会福祉協議会	中学生以下の子どもとその家族を対象に、もちつき等体験の場を提供します。	A	町内の中学生以下の子どもさんに絆と団を使った「餅つき体験」と「餅丸め体験」ができる「社協年末もちつき大会」を実施し、親子で参加できる地域の交流の場を提供しました。住民参加者数は前年度の2.1倍(69人→148人)に増加しました。	多くのかたが参加されますので、食中毒や異物混入などに注意し、楽しいイベントとなるよう取り組みます。	維持	
(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	夏休み子どもサロン	社会福祉協議会	夏休みの小学生を対象に、宿題支援、昼食、遊びの場を地域の施設を活用して実施します。	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施していませんでしたが、その後も実施には至りませんでした。	今後、実施する予定がないので、次の計画から除いてください。	廃止	

2 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実

P.51	(1)幼児教育の充実	家庭教育学級	生涯学習課	幼稚園(3園)、こども園(1園)、小・中学校(7校)でそれぞれに開設しました。年に2回の家庭教育学級に加えて、町の人権セミナーとの合同開催で、子どもの人権(性の多様性について)に関する講演会を開催し、それぞれに学びを深めました。	B	PTA連絡協議会と協議した結果、各園・学校で行う家庭教育学級を自由開催とすることにしました。回数と負担を減らすことで、合同開催の人権セミナーへの参加率を上げ、内容についても、より多くの意見を吸い上げることとします。	改善
	(1)幼児教育の充実	保育園・認定こども園における家庭教育の推進	こども課	親子のふれあい遊びなどを通じて家庭教育力の向上を支援します。町立保育園・認定こども園では、講演会を開催し、保護者に学習の場を提供します。	C	講演会に限らず、保護者のニーズにあった情報の提供に努めています。	改善
	(2)学校教育の充実	少人数学習指導	教育総務課	きめ細かな学習指導のため、クラスを少人数に分けて授業を実施します。	A	クラスを少人数に分け、一人一人の課題を十分に把握することで、より丁寧な指導を実施するよう努めました。	維持

P.52

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
(2)学校教育の充実	基礎学力の向上(全国学力・学習状況調査の活用など)	全国学力・学習状況調査や広陵町学力調査の結果などにより学力などの分析及び課題を見出し、必要な指導計画を立て、基礎学力の向上を図ります。	教育総務課	各中学校区ごとに学力向上推進協議会を2回実施し、前年度の全国学力調査や広陵町標準学習調査の結果をもとに、各校の目標や課題、取組について情報交換の実施や、今年度の学習調査の結果分析を通して、それぞれの学校の課題と次年度につながる対策を交流した。	B		維持
(2)学校教育の充実	心の相談員の配置(スクールカウンセラーの配置)	小、中学校における児童・生徒及び保護者の悩みごとを身近な形で気軽に相談できる体制を構築します。	学校支援室	町立中学校に巡回配置し、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境づくりに努め、きめ細かい相談対応を実施しました。	A		維持
(2)学校教育の充実	子どもと親の相談員の配置	児童の不登校や問題行動について早期の段階から対応ができるよう、全小学校に子どもの悩みや親の不安などの相談に応じる相談員を配置します。	学校支援室	児童の問題行動や不登校について、子どもの悩みや保護者の不安、教員の悩みや不安等の相談に応じ、きめ細やかな対応を行いました。	A		維持
(2)学校教育の充実	学校評価制度	教職員、児童・生徒、保護者及び地域関係者などの評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行います。また、評価結果は、学校・設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上を図ります。	教育総務課	町内全小中学校でコミュニティスクール導入しており地域関係者を含め、保護者、教職員それぞれの立場で、学校運営全般にわたって客観的・専門的な評価を行った。	A		維持
(2)学校教育の充実	総合学習の推進	学習指導要領に基づき実施します。	教育総務課	それぞれの学年に応じた総合的な学習の時間における内容を設定し、子どもが探求的な見方・考え方を働かせ、自己の生き方やSDGsの持続可能な開発目標につなげられる学習に取り組んだ。	A		維持
(2)学校教育の充実	教育フォーラムの開催	教職員及びPTAを対象に、教育についてともに学びます。	教育総務課	広陵町教育講演会を令和5年8月29日(火)、中央公民館かくや姫ホールにおいて、町内幼・保・小・中学校教職員と各園校PTA等を対象として、天理大学千原雅代教授による講演会(不登校支援について考える)を実施した。	A		維持
(2)学校教育の充実	学校支援地域本部事業	地域住民が知識や技術を生かした学校支援活動に参加し、学校の環境整備や教育活動の支援を行います。小学校区ごとにコーディネーターを配置し、支援内容を各学校のニーズにあわせて調整し効果的な実施を図ります。	教育総務課	全小中学校で地域コーディネーターを中心に地域学校協働本部内に三部会(環境整備部・学習支援部・安全部)を設置し、できることを地域と学校が共に考え、検討しながら、地域住民の知識・技能、経験を生かし、各学校のニーズに合わせた効果的な支援活動を実施した。	B		維持
(2)学校教育の充実	コミュニティ・スクールの導入	社会に開かれた教育課程の実現に向けて地域住民との情報や課題を共有し、学校と地域をパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させていくとともに、学校を核とした地域づくりを実施します。	教育総務課	町内の全ての小中学校(小学校5校・中学校2校)にコミュニティスクールを導入し3年目となった。年3回の学校運営協議会を開催するとともに、三部会(環境整備・学校安全・学習支援)を設置し活動を進めている。また、年1回町内のすべての小中学校から、コーディネーター、学校管理職、学校担当教員が参加しての広陵町コミュニティ・スクール研修会を行っている。	B		維持

基本目標4

子どもを守る環境づくり

1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

P.53

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度(選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性(選択式)
(1)子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権啓発	保育園・認定こども園入所児童を対象に各保育園・認定こども園の日常保育の中で、絵本、紙芝居などを使って人権の大切さを教えます。	こども課	人権の大切さについて保育士等が理解したうえで保育を実施しました。	B	引き続き人権の大切さを踏まえた上で、保育に取り組んでまいります。	維持
(1)子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権教育	すべての学習の中で、人権意識の高揚を図り、小中学校においては人権教育のための副読本、幼稚園においては絵本など子どもの発達段階に応じた教材を有効に使用し学習を重ねている。また、保護者を対象とした学習の機会を確保します。	生涯学習課	子どもを対象にした、貸出用DVDを購入し、ライブラリーの整備を始めました。保護者に対しては、子どもの人権に関する講演会を開催し、学びを深めました。	B		維持

P.54

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
(2)子どもの虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会	虐待などの早期発見及び早期通報を促すための連絡体制をつくり、情報交換を行うとともに要保護児童の支援に関する協議を行います。	子育て総合支援課	引き続き、定期的に実務者会議を開催する中で、各支援機関と情報共有を行うとともに、個別ケース検討会議において各種関係機関と連携しながら、個別事業の対応を行いました。	B	今後は、増加する管理児童に対して、よりきめ細かな支援が行えるよう、関係機関と連携を密にし、さらなる支援体制の強化に努めます。	充実
(2)子どもの虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援拠点の設置検討	子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子ども等に関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ、要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携・機能分担などの調整を図ります。	子育て総合支援課	引き続き、子ども家庭総合支援拠点と従来あった子育て世代包括支援センターの機能を一体化した、「広陵町子育て家庭総合相談センター」において、保育コンシェルジュや保健師、助産師による相談支援を行いました。この中で、児童虐待の早期発見に努めるとともに、各種関係機関と連携し、情報共有を行いました。	B	今後は、新たにセンター長や統括支援員を配置した「広陵町子ども家庭センター」において、その指揮・命令のもと、関係機関の情報共有と連携を密にし、相談支援体制のさらなる充実と強化を図ります。	充実
(2)子どもの虐待防止対策の強化	こんにちは赤ちゃん事業(乳幼児全戸訪問事業)【再掲】	生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	子育て総合支援課	コロナ禍から平常時に戻り、全戸訪問し、乳児の発達確認と保護者の育児相談を行いました。	A	引き続き、助産師や保健師による対面での相談を行っていきます。	維持
(2)子どもの虐待防止対策の強化	赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動(民生児童委員協議会)	生後2か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、「広陵町子育て情報」などを配布し、子育て支援を行います。	社会福祉課	計画どおり実施することができました。	B	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)子どもの虐待防止対策の強化	子育て応援啓発活動(民生児童委員協議会)	生後4か月の乳児を対象に地域担当民生委員が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。	社会福祉課	計画どおり実施することができました。	B	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)子どもの虐待防止対策の強化	養育支援訪問事業	要支援者の家庭を保健師が訪問し、産婦の不安や育児の悩みなどを聞き取り、必要な助言を継続的にを行います。	子育て総合支援課	引き続き、対象者の希望に応じて複数回の訪問や早期の訪問も実施しました。また要保護児童対策地域協議会や各種関係機関とも連携しながら適切な支援につなげました。	A	今後も引き続き、要支援者への訪問を行い、専門職による継続的な指導・助言を行います。	維持

2 様々な子どもと子育てへの支援

P.55

(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長できるよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	子ども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の助成と児童の福祉を増進するために貸付を行います。	子ども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親子の健康増進を図るため18歳未満の児童を現に扶養している配偶者のいない女子(男子)及びその児童を対象に、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図ります。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭ふれあい交流事業	ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。	社会福祉協議会	神戸方面日帰り旅行として、「人と防災未来センター」で阪神淡路大震災について学び、「北野工場のまち」で食品サンプル作りに挑戦しました。ひとり親家庭への子育て支援として三年ぶりに実施しました。	A	ケガや事故のないよう、細心の注意を払いながら、今後も取り組みます。	維持

P.56

(2)障がい児施策の充実	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れの推進	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば、各教室クラブ長と協議の上決定します。登録後は家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。	子ども課	受け入れのうえで支援を必要とする児童に関しては、加配の指導員を配置するなど、体制を整えました。	B		維持
(2)障がい児施策の充実	障がい児園訪問事業	幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。	子育て総合支援課	従来の事業の在り方を検討しながら、子どもへの関わり方について幼稚園教諭、保育士に対し、作業療法士に専門的な助言、指導を行っていたことにより、各園児に適した支援を図りました。	B	今後は、子ども課において、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に対する資質向上の側面を重視するよう、事業の改善を行います。	改善
(2)障がい児施策の充実	子ども相談事業	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、専門職による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	子育て総合支援課	昨年同様、発達や育児に不安がある親子に対して、臨床心理士、保育士による発達相談を実施し、個々に応じた支援を行いました。また発達検査に在園の先生にも来所いただき、課題を共有することで支援の広がりを持てるよう努めました。	B	今後も、各関係機関と連携しながら、きめ細かい発達相談を充実させ、児の健やかな成長と発達を支援していきます。	維持
(2)障がい児施策の充実	夏季教育相談	障がいがあると思われる子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交え、相談する機会をつります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学につなげる機会をつくっていきます。	学校支援室	夏期休業期間に各小・中学校を会場として実施しました。	A		維持

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.57	(2)障がい児施策の充実	就学相談	学校支援室	夏期休業期間を中心に就学相談を各小・中学校で行いました。	A		維持
	(2)障がい児施策の充実	まなび相談室	学校支援室	保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努め、きめ細かい相談対応を実施しました。	A		維持
	(2)障がい児施策の充実	通級指導教室による通級指導	学校支援室	真美ヶ丘中学校に新たな教室を設置し、広陵中学校への巡回指導を始め、小学校でも中学校でも通級指導を受けられるように体制整備した。	A	全ての町立小中学校での通級指導教室の開設を引き続き県教育委員会に働きかけていく。	充実
	(2)障がい児施策の充実	障がい児相談支援事業	社会福祉課	障がい児を抱える親同士が繋がる場・勉強会の場として「ととと」を管内事業所に委託して開催しています。	A	年々参加人数も伸びており、関心を持たれる保護者も増加していることから、事業所への委託費の増額も検討事項として挙げられます。	改善
(2)障がい児施策の充実	障がい者総合支援法のサービス(介護給付費、補装具、地域生活支援事業)	社会福祉課	医療的ケア児だけではなく、重度の療育・身体障がい者手帳を取得している児童を持つ親に対して、成長に伴い親だけでは介護が難しいと思われる方には居宅介護や訪問入浴、補装具、移動支援等の制度を案内し、利用に繋げている。	B	特に移動支援については、近年利用者が増加傾向にあることから、対応できる事業所(職員数)が足りていない状況である。町としても新規事業所の開拓が必要かと考えます。	改善	
(2)障がい児施策の充実	児童福祉法のサービス(障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費)	社会福祉課	通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。通所するにあたり、指定障がい児相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。	B	手帳を所持している児童だけではなく、医療機関で「発達障がい(疑い含む)」の診断がついた児童の保護者に対して、申請があれば迅速に療育が受けられるよう計画相談支援事業所に繋ぎ、サービスの支給決定を行っている。	近年は医療機関の診断書だけでは対象児の特性が掴みにくく、窓口での聞き取り調査が重要となっている。対応する職員(職員数)が足りていないため、差が生じないような一律なアセスメント方法を学習する機会が必要と考えます。	改善
P.58	(2)障がい児施策の充実	障がい福祉年金	社会福祉課	手帳を取得している児童の保護者に対して、障がい福祉年金を支給している。	A	対象者には漏れなく支給しているが、この事業の有用性が時代に合っているとは思えない。廃止及び代替えになる事業の創設を検討していく必要があります。	改善
	(2)障がい児施策の充実	重度心身障がい者・児福祉タクシー	社会福祉課	手帳取得時に保護者に対して制度の案内を行い、利用希望により申請される方にはタクシーチケットを配布している(希望される方は少ないが)	A	対象者のうち希望者には適宜配布している。トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
	(2)障がい児施策の充実	紙おむつ等支給事業	社会福祉課	紙おむつ等支給事業よりも、日常生活用具の方が受けられる枚数が多いことから、対象者には手帳取得時に日常生活用具での申請を促している。	B	一旦、事業が廃止することとなったが、結果的に残った事業であります。今後、日常生活用具の支給に該当しない方で紙おむつを要する対象者には制度の案内を実施していきます。	維持
	(2)障がい児施策の充実	理容・美容サービス事業	社会福祉課	制度の案内は行っているが、現在、利用者はほとんどいない。	B	利用者少ないが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)障がい児施策の充実	布団丸洗いサービス事業	社会福祉課	制度の案内は行っているが、現在、利用者はほとんどいない。	B	利用者少ないが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持	
(2)障がい児施策の充実	障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	社会福祉課	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、意思疎通が困難な障がい者(児)(就学前児童は除く。)が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行います。	B	比較の利用者は少ないが、数年ごとに利用希望者はおり、支給決定している。万が一に備えて、対応できる事業所の確保が必要です。	改善	
(2)障がい児施策の充実	難聴児補聴器購入費助成金	社会福祉課	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	B	毎年予算化しており、対象者発生時に備えています。	維持	
P.59	(3)経済的困難を抱える家庭への支援	子どもの貧困対策事業	こども課	関係機関とは個別に情報共有していますが、具体的な計画等には至っていません。	C	具体的な施策に至っていないため、次期計画の中で方向性を決め取り組んでまいります。	改善
	(3)経済的困難を抱える家庭への支援	歳末慰問事業	社会福祉協議会	要保護・準要保護世帯の小・中学生を対象に、一人あたり1,000円(1世帯上限3,000円)の図書カードをそれぞれの地域の民生委員の協力を得て配付しました。	A	社協と民生委員が情報共有し、経済的困難を抱える家庭からの相談があれば、支援できるよう今後も取り組めます。	維持

	事業	概要	担当課	R5実施状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
3 子どもの安全の確保							
P.60	(1)交通安全対策の強化	交通安全施設など整備事業	安全安心課	各区・自治会、PTAからの交通安全施設の要望等に対し、役場関係課、各種関係機関と一緒に協議を行い、対策を行いました。	B	開発等で住民と交通量が増加する可能性があります。それに伴い、通学路の問題が生じる恐れがあります。	維持
	(1)交通安全対策の強化	交通安全教室の開催	安全安心課	民間・各種機関等の協力を得て交通安全教室を開催しました。	A	今後も、民間・各種機関等の協力を得て交通安全教室を開催する予定です。	維持
	(1)交通安全対策の強化	チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	安全安心課	広報掲載や交通安全県民運動期間前に各園・学校にチラシを配付しました。	D	法改正でヘルメットの着用が全年齢を対象に努力義務化されました。今後も、啓発活動・広報掲載・チラシの配付等で着用を推進します。	改善
	(1)交通安全対策の強化	広陵町交通安全推進日における交通安全立哨	安全安心課	春と秋の交通安全運動期間と、毎月1日、15日、25日(学校長期休業期間を除く)に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事、各大字・自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車2台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。	A	今後も各関係者・団体等と連携し、交通安全に努めます。	維持
	(1)交通安全対策の強化	「通学路」の看板設置	安全安心課	通学路の安全を確保するために要望箇所「進入禁止」「スピード落とせ」「あぶない ゆっくり」「とびだし注意」の看板を設置しました。	A	開発等で住民が増加し、交通量が増加する可能性がある。それに伴い、通学路の問題が生じる恐れがあります。	維持
P.61	(2)防犯対策の強化	防犯灯の整備促進	安全安心課	歩行者の安全確保と犯罪被害を防止するため、地域からの要望を受けて、防犯上必要と認められる箇所に設置しました。	A	地域の要望を伺いながら、環境整備に努めて参ります。	維持
	(2)防犯対策の強化	子どもを対象とした防犯指導の実施	安全安心課	安心・安全なまちづくりに向け、子どもたちに対し防犯指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。	B	今後も各関係者・団体等と連携し、交通安全に努めます。	維持
	(2)防犯対策の強化	「子ども110番の家」の設置促進	安全安心課	園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども110番の家の活用を図ります。	B	近年、協力者が高齢化・共働きの増加により、事業継続が困難であると辞退される方がおり、新規協力者の確保を検討する必要があります。	改善
	(2)防犯対策の強化	防犯ボランティア活動への支援	安全安心課	「人によさしいまちづくり推進事業」の防犯事業を区・自治会に推進するとともに、防犯ボランティア活動を支援します。	B	共働き・定年が延長されたことから、新規協力者の確保が困難です。	改善
	(2)防犯対策の強化	子どもの見守り活動の推進	安全安心課	子どもの見守り活動の啓発を行い、地域見守りボランティアを募集し、その活動を支援します。	B	学童の利用・習い事等により、公園で遊ぶ児童が減少している。	維持
P.62	(2)防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	生涯学習課	子どもの安全を守るため、PTAや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。	B	毎月の定例巡視のほか、学期ごとの校門立哨活動、地域の祭り等の巡視等、さまざまな機会を捉えて見守り活動を行いました。また、かぐや姫まつりでは、ブース出展による啓発活動を行いました。	維持
	(3)安心できる生活空間の確保	狭あい道路整備等促進事業	都市整備課	集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。	B	現在は、定相区および大垣内区をモデル地区として取り組んでいる「防災100年計画」を各大字における重要な道路へと拡大し、地域の防災力を高める必要がある。	充実
	(3)安心できる生活空間の確保	交通安全施設など整備事業	都市整備課	歩行者・自転車などの安全と快適性を確保します。	B	引き続き、歩道の改良や路面標示により自転車走行空間の整備に努める。交差点付近など危険箇所においては、防護柵の設置、改修等を進めていく必要がある。	維持
	(3)安心できる生活空間の確保	奈良県福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進	都市整備課	障がい者(児)、高齢者をはじめとするすべての住民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、住民の福祉の増進を図ります。	B	引き続き、民間事業者に対して条例を遵守するよう指導していく必要がある。また、町が行う事業についても、条例を遵守するよう努める。	維持
	(3)安心できる生活空間の確保	移動等の円滑化のための町道の構造に関する条例に基づく整備の推進	都市整備課	歩道・車道利用を安全かつ円滑に通行することを確保するための構造を図り推進します。	B	引き続き、条例を遵守し、歩道および車道を安全かつ円滑に通行できるよう道路の整備に努める。	維持
(3)安心できる生活空間の確保	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に基づく整備の推進	都市整備課	高齢者・障がい者(児)にとって、公園施設等の利用が円滑に利用可能とするために構造基準を設け、推進します。	B	見立山公園において、条例に適合するトイレの整備を行いました。	維持	